

令和 7 年度
第 36 回宜野湾市産業まつり
商工業部門出展要領

1. 目 的

第 36 回宜野湾市産業まつりの円滑な運営に資するために、商工業製品の展示即売を推進し、事業者と市民相互の親睦と交流の場として、広く内外へ紹介することにより市産業振興の発展に寄与することを目的とする。

2. 主 催

宜野湾市産業まつり実行委員会

3. 開催期日

令和 7 年 11 月 15 日(土)～11 月 16 日(日)

4. 会 場

宜野湾海浜公園 体育館前広場

5. 開催時間

1 日目：9 時～17 時 ／ 2 日目：9 時～17 時

6. 出展資格

- (1) 宜野湾市内に事業所を有し、現に製品の生産・加工を行ない、その製品を販売している者及び商工業製品の販売をしている商工会会員である者。
- (2) その他、主催者が適当と認めた者

7. 出展申込み方法

- (1) 商工業部門出展申込み

「商工業部門出展申込書」に記入の上、9 月 8 日(月)～9 月 30 日(火)の間に宜野湾市商工会事務局へ申込んで下さい。

※出展スペースに限りがございます。受付ブース数に達し次第、受付を締め切りますので、早目にお申込みをお願いします。

- (2) 添付書類

- ①臨時(簡易)営業許可証及び固定店舗などの営業許可証の写し
- ②調理などで火気を使用する場合は、消火器設置場所を記した平面図

8. 出展業者説明会及び抽選会

- (1) 抽選日時：令和 7 年 10 月 8 日(水) 13 時～
- (2) 抽選場所：宜野湾市立中央公民館 2 階 集会場
- (3) 出展場所は原則として抽選により決定する。抽選順位は次のとおりとする。
 - ・宜野湾市商工会市産品部会員
 - ・商工会員

9. 出展条件

- ・酒類販売や飲食等での出展にあたり、必要な関係諸官庁(保健所等)への届出は出展者が事前に責任を持って行ない出展場所の見えやすい箇所に掲示して

下さい。

・油を使用する事業者は床にブルーシート等を敷くこと。また、隣のテントに油が飛ばないように横幕を張る等の対策を講じること。

10. 出展の取り消し

- (1) 申込後の出展取り消しはご遠慮願います。また、出展者説明会後の取り消しは、原則として出展料を返金できませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、出展取り消しとさせていただきます。なお、取り消しの時点で既に料金をお支払いされていた場合の返金には応じかねます。
 - ①特別な理由がなく、期日までに出品料をお支払いいただけない場合
 - ②出展申込書に記載された内容が事実と異なっていた場合
 - ③その他、実行委員会が不適格と認めた場合

11. 出展ブース(数は調整中)

サイズ 【二間(奥行:360 c m)×三間(間口:540 c m)】

※ 申込事業所数によっては、調整により奥行:360 c m×間口:270 c mになる場合もありますことをご了承ください。

12. 出 展 料

項 目	金 額
商工会会員・非会員	5,000 円

出展料は説明会(抽選会終了時)にお支払い下さい。

※ 申込テントサイズにかかわらず上記金額を徴収いたします。

※ 天災等により祭りが中止になった場合について、全日程が中止になった場合は出展料の100%、1日中止になった場合は50%を返金する。

13. 出品物の管理等

- (1) 出品物には、品名・小売価格等を表示すること。
- (2) 出展業者は、販売人または説明員を会場に派遣し、常駐させること。
- (3) 出展業者は、できるだけ製品の生産(製造場所)工程・特徴などをわかりやすく記載したパネル・印刷物等で製品の紹介を行なうこと。
- (4) 出品物及び器材の管理については、出展業者の責任において管理するものとし、盗難など不慮の事故について主催者は責任を負わない。

14. 照明及び電源

店舗内の照明については、主催者が設置します。その他に使用する電気製品がある方は、使用する電気製品等の台数、ワット数を出展申込書に記入して下さい。

15. 搬入・搬出

(1) 搬入

- ①11月14日(金) 14時～19時頃まで
- ②11月15日(土) 7時～8時30分
- ③11月16日(日) 7時～8時30分

※夜間警備配置時間

11月14日(金)、15日(土)17時～翌朝8時まで

(2) 搬出

11月16日(日)17時30分頃 ～ 19時までに終了すること。

16. 会場設営

産業まつり会場の設営(テント)及び出展者を表示する看板については主催者が準備する。なお、各出展ブース内の装飾や展示台等については出展業者の準備になります。(テーブル1台、イス2脚は実行委員会にて準備します)

※火器を扱う店舗に置いては、必ず消火器を設置すること。

17. ゴミ分別収集の設置場所

産業まつり会場内にゴミ収集場を設置しますので出展業者は分別(燃やすゴミ、ペットボトル※キャップ及びラベル分別、缶、ダンボール)を行ってから収集場所に出して下さい。

なお、ゴミ収集場では生ゴミ、油は回収できません。また、会場内及び周辺の排水溝にも廃棄しないで持ち帰ってください。

18. 売上高報告

「売上高報告書」に記入の上、11月21日(金)までに、宜野湾市商工会事務局へ報告して下さい。

産業まつりの実態を把握するため、ご協力をお願い致します。

その他

この要領に記載されていない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
指示に従わない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

食品関係の出展者 殿

最近は、食品表示等に関する消費者の関心が高まっております。

本産業まつりに食品販売の出展を予定している方においても、これまでの食品表示法の順守を徹底していただきますようお願い申し上げます。

なお、商品を一個ずつ個別で販売する場合も、包装して食品表示のラベルを貼り付けてくださいますようお願い致します。